

組合員の皆様へ

職員の不適切な会計処理に関しまして、9月7日以降、新聞報道がなされましたが、組合員の皆様には、ご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

本件に関しましては、当農協の理事会や中央会、県に遅滞なく経過報告を行っております。

農協職員が農協の業務として、組合員組織の会計事務を行う時は、農協と組合員組織が事務受委託契約を締結することとしております。

前回の不祥事を受け、平成26年度に事務受委託契約を締結する組合員組織を決めており、各地区の生産組合・再生協議会等は、締結しない組織としております。今回の四組織につきましても、事務受委託契約の締結を行っていない組織であり、農協の業務に該当せず、内部監査・管理対象外でありました。

また、他地区の生産組合・再生協議会等におきましても、事務受委託契約は締結しておらず、農協職員は会計事務を行っておりません。

今回の四組織では、農協金融窓口でお金を引き出す時に、代表者等が払戻請求書に届出印を押印しお金を払い出しておりました。代表者等は、払い出したお金を受け取った後に、元営農指導員にお金を渡し、請求先等への支払いを依頼しておりました。

このたびは、支払いしたことを証する領収証等が見当たらないものがあり、元営農指導員は、書類の管理不備の責任により、全額を返金いたしました。

農協では、今年4月に貯金事務手続を改正し、「農協職員が顧客の使者および代理人となる取引」を原則禁止しております。

なお、農協は、事務受委託契約がない組織の会計事務は行いませんが、地域組織の支援・協力にはこれまでどおり努めて参る所存でおります。

今後、このようなことが起こらないよう内部管理態勢のより一層の強化を図り、誠心誠意取り組んで参りますので、今後とも、ご支援ご支持を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年 9月10日